



# 遺言信託

このような方に遺言書の作成をおすすめします。

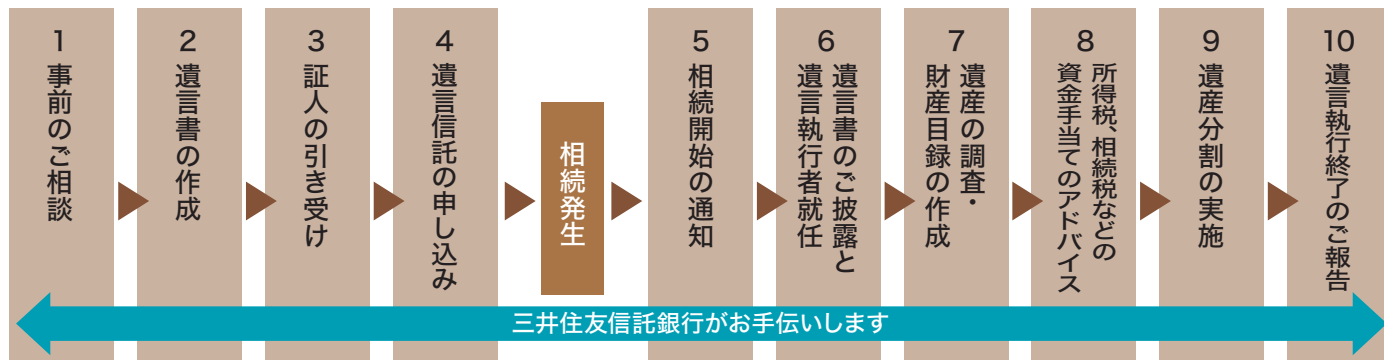
- 円滑に財産を遺したい方
- 相続人以外の方に遺贈したい方
- 実情に合わせて合理的な遺産分割をしたい方
- 配偶者や子供達の負担を軽減してあげたい方

## 三井住友信託銀行の「遺言信託」

遺言書の作成に関するご相談から遺言書の保管、遺言の執行にいたるまで、三井住友信託銀行が責任をもってお引き受けいたします。遺言は、法定相続に優先されるため、お客さまの遺産を希望通りに遺すことができます。

遺言は大切なご家族へのやさしい思いやりです。

### 遺言信託のしくみ



### 手数料等 (全て消費税込み)

(平成29年1月4日現在)

**遺言信託(執行コース)** 【プランI】基本手数料を抑えた手数料プランです  
【プランII】お支払総額を抑えた手数料プランです

〈お申込時〉基本手数料:【プランI】324,000円および保管料(年間6,480円の月割計算)、【プランII】864,000円

〈遺言書保管中〉遺言書保管料:【プランI】毎年6,480円、【プランII】無料

〈遺言書変更時〉遺言信託変更手数料:【プランI・プランII】54,000円

〈遺言執行時〉遺言執行報酬:三井住友信託銀行所定の報酬を申し受けます(最低報酬額【プランI】1,080,000円、【プランII】324,000円)

※相続財産のうち代理店または三井住友信託銀行の預金等をご契約いただいている場合は手数料の優遇が適用されます。

詳しくは、お取引店の担当者までお問い合わせください。

《代理店》

皆さまとともに歩む、かかりつけBANK



兵庫県医療信用組合

その人を信じて、その人に託す。 Meet The Trust Bank



三井住友信託銀行